

タイトル	井伊直弼試論～幕末政争の一断面～（中の一）
著者	菊地，久；KIKUCHI，Hisashi
引用	北海学園大学法学研究，53(4)：1-42
発行日	2018-03-30

井伊直弼試論

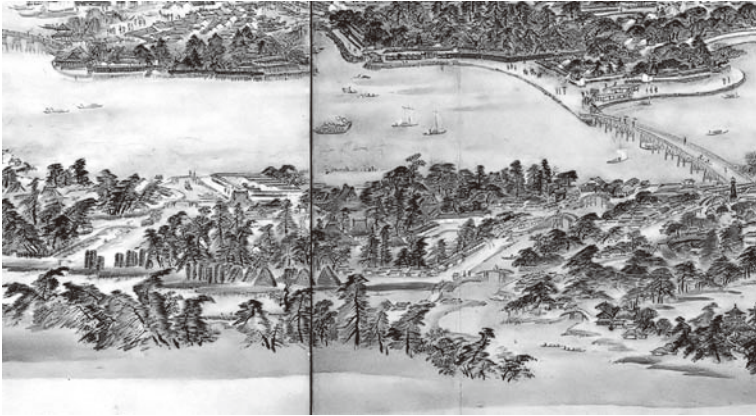
幕末政争の一断面（中の一）

菊 地 久

- 序 蝦夷地分領化を手掛かりに
- 一 阿部正弘病没以降
- 二 井伊直弼大老就任（以上、『北海学園大学五〇周年記念論文集』掲載）
- 三 幕府権力の内で、枢機の掌握へ（本号）
- 四 幕府権力の内で、「御用」と「暴政」
- 五 藩際社会の中で
- 結 大獄に関連して

三 幕府権力の内で、枢機の掌握へ

以下に見る深川寺町界隈の屋敷並びのこと、おそらく偶然ではないだろう。幕末の当時、隅田川の東岸は江戸城を西岸に仰ぐ郊外の田園地帯であったが、河口から永代橋、新大橋、両国橋と続く深川から本所までのエリアは、対岸



『江戸一目図屏風』 深川寺町界限

が外壕の内で両岸にわたって水路が走り、荷の搬送はもちろんのこと、折々の人の移動も容易な便宜の地となっていた。そのため、橋筋から道なりに賑やかな町屋が広がり、野趣を残す周囲には社寺に入り交じって大名の下屋敷も散在していた。靈巖寺を中心とする深川の寺町界限もそうした一郭であり、江戸の全域を東から斜めに鳥瞰した『江戸一目図屏風』(文化六「二八〇六」年)^①は、永代橋上手の仙台藩蔵屋敷横から手前に通じる仙台堀川と新大橋下手そばから同様の小名木川に挟まれてこの二筋が真横に流れる大横川と交錯するまでの地に、中央に散在する寺屋根のぐるり、水路を引き込んだ蔵屋敷ともども木々に囲まれた諸大名の別邸を描き出す。後年の『東京一目新図』(明治三〇「一八九七」年)^②を眺めると、仙台堀川に面して三菱親睦園の豪壮な洋館屋敷があり、小名木川と大横川が交わる辺りには二つ、三つと草地にかこまれた園池が記されていて、その往事が偲ばれる。

ところで、今は白河の開放公園や清澄庭園として知られる三菱親睦園は、幕末の頃は老中「久世大和守」広周の下屋敷で、遅くとも享保の頃から関宿藩久世家が受けついできたものであった。その一方、小名木川沿いの下屋敷は各大名家が所有する抱屋敷が多く、時々の『江戸切絵図』をたどるとそれなりの当主交代もあり、嘉永三(一八五〇)年改めの近

江屋版『切絵図』によれば、草地に園池が横たわる場所には松本藩「松平丹波守」と上田藩「松平伊賀守」が隣り合つて屋敷を構えていた。⁽³⁾この内、松本藩松平家の「五四二坪」⁽⁴⁾は歴代のものであったが、松平忠固（忠優）が当主であつた上田藩の倍規模以上の屋敷は同藩を含めた複数藩の所有で数度の入れ替わりがあり、ようやく弘化嘉永の交に、おそらくは忠固の老中就任に合わせてその併合保有となつていた。幕閣で「腹心」の僚友と目された久世広周と松平忠固は、船で一遭ぎで、つなぎにも好個の場所に、それなりの規模の別邸をあつらえていた。

驚くのは、しかし、そのことではない。嘉永五年の尾張屋版『切絵図』は、今度は松本藩「五四二坪」の当主交代を告げ（ただし文久年間には当主復帰）、側用取次であつた「本郷丹後守」⁽⁶⁾（泰固）の名を記す。前年の暮れに加増されて七千石高となつた本郷は、この前後、巢鴨の下屋敷はそのままに、新たに当地にも別邸を設けていた。当時、本郷の同僚で將軍世子の家定付きに転じた側用取次の松平忠徳が亡くなり、彼が松平忠固の分家筋で義父であつたことを考えると、あたかもその欠落を補うような動きで、とても偶然とは思えない。よしんばこうした縁故関係がなくとも、將軍家慶の「御寵臣」と噂された側用取次が時の老中の下屋敷隣りに別邸を設け、しかも『切絵図』によつてその事実がすぐに知れることを承知でそうしたとすれば、そもそも偶然である筈はなく、むしろ城内の事情通への仄めかしであつたろう。程なく、阿部正弘が「上田と本丹」の連携を言挙げしたことも、決して故なしとしない。

ところで、尾張屋版『切絵図』は、井伊直弼が大老となつた安政五（一八五八）年改めの界限図でも右の屋敷並びをそのままに描き出す。そして、井伊は、就任翌月の五月に松平忠固の老中罷免を画策してようやく將軍家定から言質を得た後、晦日に到り改めてその「奥向」工作の仲介役をつとめた南紀派の徒頭薬師寺元真に「右之件々極密取調給り候様」依頼する。「一、阿部伊勢守御加増収納方之事 一、同人死後御加増地御取揚ニ可相成と之風聞ニつき、上田・関宿へ送り金有之哉之事 一、本郷丹後當時勤振り、倅石見諸向より賄賂取候哉之事 一、此程中之轉役之内、

いた。浮かび上がってくるのは、「上様」の「思召」に頼って経験の乏しい幕府政務の歩みをスタートさせながら、程なく責任を問われかねない局面で決断を引き受けて主導権を握り、この間の友敵弁別の果てに大きく「暴政」へと踏み出す一幕三場である。

話を括れば、前編でも触れたように大方は「永田町の政治」ならぬ「千代田城の政治」で、その域を越えるわけではない。だが、そうではあっても、改めて細部に踏み込むと意外に有意の断面が見えてくる。すなわち、枢機合議の仕組みの中で専断が生まれ、専断は下部への人事介入を通して専制へと転じ、これにつれて実務筋に広がる合議のシステムは次第に多岐の選択肢を絞り込む機能を失っていく。のみならず、専断が専制に転じては在来の制度が便利使いされ、基底にあった公正と衡平の原理が蝕まれていく。次項でも改めて述べるが、その結果、制度への信頼感が薄れて政治権力はむきだしになり、対抗と逸脱、迎合と打算の中に状況化が加速する。内側から「徳川之天下も是切なるへし」¹⁰との無念の声が漏れてくるのも、決して理由のないことではなかった。

井伊直弼がどのように実権を掌握したか、安政五年の四月下旬からおよそ二ヶ月の動きは既にその大筋を見た。以下は、手始めとして右の細部に分け入り、初発一ヶ月の船出を押さえて続く一ヶ月のゲーム的状况に触れ（本号）、そこでの決断の引き受けが以後の専断と専制につながる展開に及びたい（次号）。

まずは四月の二二日、將軍家定の「上意」があつて「家柄与申、人物と言、掃部を指置」¹¹く謂れはないとして大老への召命をうけた井伊は、翌日以降の立ち上がりにおいて「上意」と己の「家柄」「人物」との先後優劣を取り違える

ことはなかった。譜代の大身で溜間詰筆頭の「家柄」を誇り、だからこそ大老に推されて即座に「一老（老中首座）之上」⁽¹²⁾に席次を得ようとも、その門地格式で幕府政務の経験不足を補うことはできない。難局をくぐり抜けてきた老中連からすれば、井伊は新参で事情を弁えず、さしあたり「員に具ふる而已」⁽¹³⁾の手駒にすぎなかったろう。主導権を握ろうとすれば、頼るべきは上座に座った途端に「御政事向」即日より議論御対話⁽¹⁴⁾する押しの強さと、しかし、それにもまして己の強面をオーソライズする將軍の「上意」「台慮」であった。月が改まって程なく正面の政敵であった一橋派の松平慶永と対面した際、先任の老中である「伊賀殿（松平忠固）大和殿（久世広周）杯を小身者と下ヶ墨まされて人も無氣に申さる杯」、身代家格を頼んで「傲慢尊大」な物言いを重ねながら、殊更に「上様の御様子」に触れ「おもひしより御慥なる事」として次のように述べたことはまさに象徴的である。「是迄ハ何事も申上さりし故思召立もあらせられす候へと、余御役となりて已来は何事となく申上げるに殊に悦はせ給う御事なり。追々御輔佐申上げたらんには、天下之御政務筋ニおみて何の御不足かあらん」⁽¹⁵⁾。

井伊とその周辺は、さしあたりはこのように「上様」の「思召」を掲げて主導権を確保しようとし、障碍となる者を「奸佞邪智之人」⁽¹⁶⁾と断じて逸速くの党派性を示した。具体的には「御役」に就いてからわずかに一五、六日の間、顧みて阿部正弘を論難し、見渡して本郷泰固とその党与を排斥の対象とし、それにもまして先任老中である松平忠固等の罷免をはかろうとした。程なくの五月晦日、薬師寺元真に改めて「極密取調べ給り候様」依頼した案件は、第一項から第三項までの一綴り、明らかにこうした動きを反映するものであった。

どういふことか。井伊の発言に戻れば、政務への関与を不安視された家定が「おもひしより御慥なる事」かどうか、その判断の適否はしばらく措く。ポイントは、「是迄ハ何事も申上さりし故思召立もあらせられす」と語っていたように、齡三〇半ばに差しかかる家定が、にも拘わらず意図的に政務から遠ざけられてきたと見たこと、裏を返せばこの

間に先任の老中や近侍の者が不都合な差配を重ねてきたと断じた点にある。側近の宇津木景福がまとめ書き送ったところによれば、井伊は世上「暗君之如く申唱え候」家定に「御職掌」柄何ら問題がなく、かねてから「何とも合點不參事」と思っていたが、大老となって直接に話を聞き大凡の理由が分かったとして、以下の判断を示していた。すなわち、ペリー来航直後に前將軍の家慶が亡くなる混乱の中で、後継の家定が「福山（阿部正弘）初臣等」の申し立てによって政務当面の老中等への「御委任」を受け入れ、以来そのことが通例となつて「福山臣等為御任二付、国家大厄難之御時節二候得共、穩ニ治り候など、欺き、終ニ今日之場ニ至」つたと見たのである。言うところの「今日之場ニ至」るが何を意味するか、敷衍する説明はないが、これまでに押さえてきた井伊の立ち位置からすれば、大凡のところは察しがつくだろう。阿部正弘の差配の下、徳川斉昭や島津斉彬等、親藩や外様の有力大名が幕府政治に関与するようになり、そこから斉昭の実子である一橋慶喜が家定の後継に押し出されてきた、おそらくはそうした顛末を意味したのであり、後嗣に紀州の慶福を望む家定が井伊との対話の末に「初而御さとり被遊候趣ニ相聞へ」る反応を示したことはこれがある程度裏付ける。

枢機独占を習いとする譜代層、その代表格ともいべき井伊直弼が、まず阿部正弘の開かれた差配を難じたことは十分に領けよう。ただ、井伊の大老就任は阿部の病没から一年弱、改めて彼の差配を問題にしても施政の示しをつける以上の意味はない。新参の大老が実権の掌握をはかろうとして優先されるべきは、明らかに他にある。その意味で、宇津木が先のまとめの末尾で「福山臣等」の文言につき「本文に臣等与認候事ハ、本郷丹波守様ヲ重ニ申候事、其餘ニも佞人有之様子、右等は追々御穿鑿被遊、御除き被遊候与奉存候」と補足していたことは、¹⁹示唆的である。阿部病没後にかえつて勢いを強めて側用取次から若年寄に昇った本郷泰固、従つてまた「奥向」に未だ散在する筈のその党与等、現有の近侍勢力一部が早晚排除されるべき対象とされていた。

だが、そうはいっても、井伊が「上意」を頼って真っ先に取り組んだのは、老中松平忠固の排斥であり、「一老」堀田正睦ともどもの罷免を介したやがての枢機寡占であった。「奥向二而ハ評判宜」しい忠固²⁰の排除はいわば家定の信任を争うライバルの追い落としに近く、そこから表の老中組み替えに進んで半ばを同調分子で押さえることが出来れば、井伊は「思召」頼りのひ弱さを脱してようやく実権の掌握、政権の安定への展望を得る。まして「宗家の元老」²¹大老で次期將軍の産婆役となれば、安定は相当の持続につながる筈である。たやすくこうした予想がつく以上、手を拱いているわけはなかった。前編で見たように、まず五月の初旬に家定から堀田罷免の意向が示されたのを受けて暫くの猶予を求め、中旬を迎えると今度は家定に松平忠固「御役御免」の裁可を願って受け入れられず、いくどか薬師寺元真等南紀派の人脈を通じて「公方様」への働きかけを繰り返す。そして、下旬に入ると改めて「堀田様・伊賀守様御一所ニ御役御免」を持ち出して、どうにか「段々御考被遊候処、如何にも尤之義ニ付指免し候様可致」との言質を得たのである。²²当日は二五日、前月二三日の大老就任からわずか一ヶ月を過ぎる間のことであった。

井伊の「上意」頼りは、しかし、とりあえずここまでであったろう。南紀派を通じた「奥向」への工作は、「上田（松平忠固）」の罷免に「丹後（本郷泰固）」の排除を絡めて、あるいはその跡席への間部詮勝等の押し込みをともなつて、以降もなお継続しており、決して断念されたわけではない。だが、幕府内部の抗争は、五月から六月へと次第に政治課題をめぐる綱引きの様相を強め、井伊もまたそこで地力を試されるようになっていた。何よりも内外の問題が日延べの効かない、あるいは切迫した局面に入ってきたためであったが、加えては家定が井伊に自前で結果を出すことを求めていた。自身の判断か、側近の助言に拠ってか、必ずしも定かではないが、家定はその罷免人事の是認につづけて「御養君之儀、漸治定致候処、執政兩人も取除ケ障り出来候而ハ一大事与思召候間、これが事済みとなるまでは「見合候様との上意」を告げ、井伊が「其段ハ御引受」けしてもなお「何分御氣懸りニ付、達而見合候様」との念押しを

入っていた。⁽²³⁾ 枢機の改編に先んじて政治課題への対応を促したのであり、とりわけ後嗣問題については、現状のまま
で結果を出せ、できる筈だ、こじらせるなど婉曲に告げたのである。薬師寺は側近の助言に出ると見て後々まで「丹
波（平岡道弘）杯之内存哉も難計、残念奉存候」と悔しがったが、井伊としてはもはや「致方無之」、未だ実権の掌握
が覚束ない中で「閣中の内乱」⁽²⁴⁾に臨むしかなかった。

では、この間に「堀田様・伊賀守様」等はされるがまだだったのか。勿論、そんな筈はない。老中を中心に実務的
な決裁や手配りが行われる制度慣例の下で、各々が大老への対抗や牽制、大老と鼎立する中での入り組んだ取引に出
て、「閣中の内乱」を一層波乱含みとしていた。だからこそ「昨日は愛牛（井伊）と錯邏（堀田）と天帝（家定）に謁
し、其後又前之三名別世界にて密話あり、其後又錯（堀田）と條（忠固）と別世界に話す。不知為何事」⁽²⁵⁾（岩瀬忠震）
という不可解な光景が、この先、六月も半ばにいたってなお目撃されるのである。

「伊賀守様」松平忠固についていえば、彼は老中執務の『日記』を残しており、再任以降は直後の安政四年九月と一
〇月、堀田が上洛して不在であった翌五年の二月と三月、そして罷免がその下旬であった六月の勤仕振りが分かる。
当然、井伊が大老となつてからの五月が気になるが、当月分は堀田が同様の『日記』⁽²⁶⁾を残していて一定の補足が可能
である。これらはいわば業務日誌であつて、史料的にはそこに記される勤仕振りからいくつかの状況証拠が拾えるだ
けである。とはいえ、当時の観察や伝聞の記録その他関連事項とつきあわせると意外に示唆に富み、何故に「奥向二
而ハ評判宜」しく、「取除ケ」られるまでにどう動いたかが見えてくる。

『日記』記載の期間には、ハリスやクルチュウスの登城謁見といった重大行事が挟まる。しかし、その事前の「場所見分」は記録するものの当日の行事は一切省かれ、定例の城中儀礼の詳細煩瑣と好対照をなす。こういった特徴があつてあれこれ興味深いのだが、それはさておき、政争絡みでとりわけ目をひくのは堀田不在の二月と三月、「自分大和殿、御逢可被遊旨丹波守（平岡道弘）申聞、兩人如例御前に出、御用相伺引」⁽²⁹⁾と、久世とともに度々の召し出しを受けるようになったことである。家定が中奥の御座の間で、あるいは表の黒書院・白書院・大広間に向ひて相手方の親疎軽重に応じた定例の儀礼をこなし、これに一同揃つて控えあるいは扈從するといった業務は隔日から半月の間を繰り返されてゐる。しかし、その定式を除いて將軍常住の中奥に召し出されることは少なく、再任直後の二ヶ月の間ではハリス謁見の翌日に堀田や久世とともに一度だけであつた。それが、堀田上洛後の二月から三月にかけては五日と一四日、次いで八日とほぼ半月おきに三度、続く一九日越中島調練場「御成」への隨身も含めれば四度、二六日に一同打揃つてを加えるなら五度、側近くへの召出を受けていた。堀田の成果待ちで政務休止に近い中では目立つ筈で、「昨日も伊賀殿大和殿台前へ出られたるよし」と囁かれる⁽³⁰⁾所以である。おまけに、二月下旬に「京師之飛脚」があつて「閣内」が一時慌ただしくなつた時には若年寄に転じた本郷泰固と幾度となく「御開き御用」、すなわち「傍人を遠けて御座敷の中央へ会談ある」を繰り返す。噂を聞きつけた慶永が忠固に問いたですと、久世に「内願の筋」があつて「夫を台聽に入候に丹後（本郷）ハ老功なる故此者を使ひ候上に、僕も願き申事の候て、かた／＼五六度も呼出候事候ひし」であつたという⁽³¹⁾。既に中奥を離れた本郷が家定との折衝を依頼されるのは不審だが、その経歴からして元の同僚配下に手配りができたからか、あるいは「親戚」で「懇意」の石河政平が側衆として中奥にあり容易に連携できたからか、いずれにしてもこのルートも含めて「奥向」との往返が数を増していた。

家定近侍の側用取次平岡道弘が後々「備中守（堀田正睦）と違、伊賀守二ハ奥向キニ而評判宜、御為方与存居候次

第」と述べるのは、以上の帰結であつて、しかもその眼目が後嗣問題にあつたからだろう。『日記』を追えば、久世と忠固に私事に関わる「内願の筋」があつたことは嘘ではない。⁽³⁴⁾しかし、「内願」を繰り返すだけの老中に「御為方与存居候」信頼が生まれるわけはなく、やはり家定の意向を受けた往返が繰り返されたと見るべきである。その家定が、折からの対外問題にどのような意見を持っていたかは分からない。ただ、忠固の『日記』を見る限り、ハリスやクルチュウスの引見を拒み、あるいはこれを躊躇して老中等を困惑させた様子は窺えない。又、通商条約の締結に向けてもそうであり、代替り以来の政務「御委任」をなお継続していたように思える。現に、二月下旬の「閣内」の慌たしさは、滞京中の堀田から再度の諸侯諮問を求める朝旨が伝えられ、これに「人心居相方之儀ハ如何様共関東ニ而御引受」との「台慮」を返そうとする中に生じたものであつたが、その扱いは「堀田から」被差越候草案之趣ヲ以、一同評議之上思召相伺候處、別段思召不被為在候趣被仰出候」で一段落し、ために関白の九条尚忠からは溜間の井伊を介して「今度之台命、將軍家へ有躰ニ通し候哉」との「御尋」が入るほどであつた。

そうだとすれば、半ば政務休止⁽³⁷⁾であつた二月から三月、少なくとも上洛一行の挫折が判明する三月の下旬過ぎまで、忠固らが度々の召し出しを受けた理由は限られてくる。前編で触れたように、堀田は一月下旬の上洛に先だつて老中合議の上で「御養君之義」を家定に「言上」し、「紀家（慶福）と兼而御心に御取極」の返事を得ていた。「證人之為御用取次をも席へ加へ」て行われた右の「内意」確認は、「御用取次」の一員であつた夏目信明から密かに井伊に伝えられたが、その際、「思召」を聞かされた老中連にあつて「伊賀ニは別而難有思召之段言上」したことが言い添えられていた。⁽³⁹⁾このように家定の「内意」を率先して歓迎した松平忠固は、しかし、それだけでは済まず、決定が「堀田帰府之上」とされる中で、在府の枢機トップとして慶喜擁立の松平慶永や海防掛諸有司の働きかけを正面で引き受け、並行しては慶福擁立で動きはじめた井伊直弼とも接触を持つことになる。⁽⁴⁰⁾家定がその忠固を久世とともに召し出して

談を交えたとすれば、自身の意向を念押しして後嗣問題をめぐるこれらの動きを聴取するためであつたろう。

降って四月の下旬、「堀田帰府」直後の井伊の大老登用は、おそらく「奥向」を交えた右の動きに負っている。通商条約の勅許が得られず、「再應衆議之上可有言上」となつて再び大名相手に「人心居相方之儀」を考慮せざるを得なくなつた時、「御養君之義」も又そうした考慮の枠外ではありえない。こうして、堀田は慶喜擁立の動きに歩み寄り、帰府してすぐに松平慶永の大老就任を上申するが、その堀田が未だ不在の中で忠固らもやはり歩み寄る様子で、慶永らに対しては勿論のこと、かつては苛立ちをあらわにした海防掛に対してさえ「疥の虫も稍納りて人の言ふ事も能聞入れ^{④①}」といわしめる対応を見せていた。しかし、それにも拘わらず、忠固らはなお家定やその近侍との連携を保ち、成り行きとしては両義的というしかない立場に身をおきながら、おそらくは堀田の帰着を前に井伊の大老登用へと飛躍する。忠固の『日記』は四月を欠いており、傍証として引けるのはせいぜい堀田帰着の数日前に側衆石河政平を側用取次に配したことくらいである。だが、そうではあつても、家定の以下の発言はそうした連携と飛躍を問わず語りに告げている。家定は、井伊の大老就任から程なくにその忠固罷免の要求をかわす中で、「伊賀ハ精忠之者ニ付、其方与手を組、（御養君御取極之事）を」万事取計候ハ、為方ニ可相成与奥向之者も申居候間、其つもり之處、扱々案外^{④③}と語っていた。結論は先の平岡発言に重なっていくのだが、見逃せないのは井伊の大老登用を求めた「上意」の当事者が、「奥向之者」に説かれて忠固が井伊を迎えて「手を組」むなら事が成就すると思つていた、と洩らしたことである。何が進行していたかは明らかで、後に井伊が「己が方人にせんとて推挙ありし」と忠固の後押しを口にする^{④④}のも当然であつた。

ところで、問題は、その先五月、「閣中の内乱」がどのように展開したかである。忠固が井伊の大老登用に手を貸したとすれば、追い風をうけて漕ぎ出したことは見やすい。また、当初の優勢が両義的な対応の末であつてみれば、次

には挾撃を招いて向い風にさらされたことも容易に想像がつく。井伊はいち速く「奥向」への工作を通じて忠固の排斥に乗り出していたし、一橋派は一橋派で、前編で触れたように、慶永や宗城らが「伊賀をだに黜けなハ大老は土偶人の如くなるへけれ」と考えて、いわば錯誤の相乗りを試みていた。そうだとすれば、忠固も程なく劣勢を強いられて、やがて井伊の手配りの下で堀田ともども「取除ケ」られることになるだろう。問題が「閣中の内乱」にありとは、まさしくこの点にかかわる。六月下旬を迎えての結果はそうであって、それはその通りというしかないのだが、井伊の「上意」に頼った「堀田様・伊賀守様」排斥が一旦は先送りされたことに明らかなように、実は間に政治課題への実務的な対応が促される局面が挟まっていて、場合によっては結果がどう転ぶか分からない展開となっていた。

どういうことか。少し先を急ぎすぎたかもしれない。改めて五月に立ち戻り、忠固らへの風向きが改まったことから始めよう。当月の城内事情を伝える堀田の『日記』を追うと、変化は意外に早く訪れたようである。それによると、ハリスとの条約締結先延ばしの交渉が終わり、これ wait っていたかのように海防掛一部の左遷がはじまった六日当日に、何故か、忠固と共同歩調の目立った久世広周、さらに本郷泰固がいずれも病をもって「不来」、以降久世は八日間、本郷は六日間登城せず、彼らの欠勤後半には忠固も病と忌中で五日間登城しなかった。⁽⁴⁶⁾ 軒並み「不来」とは奇妙な話で、病気以外の理由もあったと思われるが、これに相前後して広がったのが、当時町奉行与力上席とされた農民出の家持ち浪人鈴木藤吉郎を中心とする金銭供応の疑惑であった。藤吉郎は「關閣（久世）の金主」で「上閣（忠固）も亦金融を依頼」し、他にも「本郷丹州初奸党に連座も出来可申」と噂されるようになっていた。⁽⁴⁷⁾ 冒頭で述べた深川寺

町界隈に下屋敷を構える面々がなべて陰口をたたかれ、向い風に煽られはじめたことが窺える。

月の半ば過ぎ、枢機に面子が揃って再び要路の任免がはじまると、以上が不穏な手配りともなつて蒸し返される。飛び飛びに続く任免の中で今度は「藤吉郎無二の荷擔」とされる北町奉行の跡部良弼が左遷され、その跡席に要路において数少ない「大老腹心」の公事方勘定奉行石谷穆清が就任、「藤吉一条」の摘発が囁かれることになる。折しも井伊が「奥向」相手に忠固の罷免を強談判していた時で、表の枢機要路においても同様の攻勢に出たといえようが、その手配りが恫喝となつたかのように、この発令前日の二三日から久世が再び「腹痛水瀉」「眩暈」等をもつて登城せず、以来当月一杯の八日間、「同篇不來」「快方不來」を続ける。傍らで眺めていた一橋派の「賢侯」グループや海防掛の諸有司は、久世の早晩の「落花」を予想するとともに、「愛牛先生上格と少數葛藤を生候哉」と井伊と忠固との間に確執を認め、当時最大の政敵と見た忠固が久世と同様の仕儀となることを期待する。堀田らに引き続いて、忠固らも追いつめられており、五月を通しては井伊が確実にその地歩を固めていったのである。

だが、阿部正弘の関与も噂された「藤吉一条」は、後に触れるように、多分に政策絡みで無理筋であつた可能性が高い。そして、それも与つてか、六月となつて忠固の『日記』を紐解くといきなり別の光景に行き会い、驚かされる。堀田の『日記』五月は翌月が「伊賀守二度月番」で晦日に彼一人「召出有」⁽⁵⁰⁾だつたことを記すが、忠固の月開けの『日記』はまずその当番の一覧を久世の勝手方月番とともに一渡りつづり、次に久世から本日登城の連絡があつたこと、出勤してみれば彼から所管する「忠固」在所川除普請之儀二付拝借金相願置候」一件につき「金四千両」で許可された旨の「書付」が送られてきたことを録する。⁽⁵¹⁾思わず目を瞠るが、話はそれだけにはとどまらない。当日は「月次御禮」の朔日で、続いては中奥から家定「出御」の連絡が入り、まずは「御錠口明」となつて井伊以下一同が中奥にまわり御座之間で家定を迎えると、一同・側衆に一橋・田安両卿が顔を揃える中で堀田が別座に控え、月番忠固の取り

仕切りの下で堀田に「御養子被遊候ニ付御用懸被仰付との上意⁽³²⁾」が伝えられる。一橋派に転じて「唯壹人孤立」した筈の堀田が、未だ氏名の公表はなかったものの既に「紀州殿と決し⁽³³⁾」た養君御用掛の長とされたのであり、家定の養嗣後継「内意」が正式に表明されたこの日は、六月下旬から翌七月にかけて枢機を追われもしくは引き籠もる三人、堀田と忠固、久世が何故か劣勢に歯止めをかけ、見方によつては勢いを盛り返したかのようなだった。三人は翌二日も揃って「召出⁽³⁴⁾」を受けるが、一体何が起こっていたのか。

家定が井伊の「堀田様・伊賀守様」罷免の要求を受け入れながらその先延ばしを強く求めたのは、六日前の五月二五日である。これに続いて右の運びとなったとすれば、まずは「奥向」一旦の軌道修正を想定できるだろう。家定を含む「奥向」は、「御養君之儀、漸治定致候処」の前後から当面は枢機要路に対して慎重に、偏りを補つて等距離を装い、あるいは出来るだけ中立的であろうとしたのではなかったか。振り返れば、「漸治定致候処」に到るまでに「台慮」を示してなお「御本丸御滞留」を余儀なくされる経緯があり、この先、実務的な手配りに進んでは紛擾につながる偏倚を避けるのが賢明であった。

四月から五月へと条約勅許失敗の事後処理が課題となる中で家定らは「御養君御取極之事」を急ぎ、明らかに枢機への干渉を強めていた。最初に大老起用をめぐるつばぜり合いがあり、続いては慶永を大老に推した堀田がハリスと条約調印延期の交渉を持つために「一旦登城退散之處」、あたかもその不在を狙ったかのように忠固を久世とともに召し出して「余程時刻も移候由」、一橋派有司の焦慮を煽ることになる。そして、ハリスと三ヶ月猶予の合意が成立して將軍の「大統領え之御返翰」手交となった六日には、これに立ち会う堀田が再び「先に退出⁽³⁵⁾」した午後、今度は井伊を一人召し出して「御養君ハ紀州様ニ」と伝え、併せ堀田の「御役御免⁽³⁶⁾」を打診する。枢機を賛同の老中で固めて、早期に宿意の実現をはかろうとしたのである。

だが、その六日から久世と本郷、次いで一〇日以降は忠固の「不來」⁽⁵⁸⁾となり、ようやく本郷の出勤を見た一二日、家定は再度井伊を召出して（直接にか、もしくはその後で井伊が側近に向かつてか、文脈がやや入り組んで定かではないが）「西丸（將軍後嗣）御取極」の「御本丸御滞留」に触れ、改めて「五六日之内二も御發し二相成候様いたし度、折悪敷伊賀・久世引込二而、何角之都合悪敷よし御沙汰」⁽⁵⁹⁾していた。「藤吉一条」の噂を広げた「伊賀・久世引込」は、実は何よりも後嗣決定の遲滞につながるものであった。

伊賀守忠固からすると、なお残された政治課題があるということだったろう。ハリスとの折衝と並行しては諸大名への再諮問が行われており、その間はおそらく後嗣の未定が望ましかった。海防掛の岩瀬忠震は、早くに堀田から漏れ聞いた話として「いか殿などは今（後嗣を）極めたらハ各の引方によりて諸大名此度の建議の障碍もや出来なんかと危踏まる、由」⁽⁶⁰⁾を伝えていた。「引込」の前と後を見渡すと、忠固は前には枢機の後嗣問題審議を妨げる「異存申立」を繰り返し、後には「御名初評議致候様ニ与被仰出候義をも押包」み、井伊が家定に罷免を求めるのに格好の材料を提供していた。⁽⁶¹⁾井伊は当初在京の長野義言に順調な後嗣決定を伝えていたが、話はそう単純ではなかったことだろう。五月早々に出された右の一報は実はどうにも他の史料との整合性がとれず、もしかすると井伊が関白九条のつなぎとめを企図しての誇張もしくは捏造であったかもしれない。⁽⁶²⁾

では、諸大名への再諮問に目途をつけたのは忠固らであったのか。勿論そうではない。行きがかりからいって、やはり「唯壹人孤立」してなお皆勤精励を続ける堀田こそが与って大きかった。振り返れば、再諮問への対策は三月末から忠固らを中心に参勤交代による大名の入れ替わりを見越して検討され、四月を迎えると特定譜代の引き留め、その就封停止となつて具体化していた。堀田が帰府して以降は停止が家門や外様へと広がり、明らかに後嗣問題絡みの綱引きがあつたと思わせるが、今その逐一は省略する。⁽⁶³⁾程なく一律の就封停止となり二五日に「不時」の登城を命じ

て行われた再諮問は、五月の初旬に入るとそうした手配りを反映するかのように「御譜代方よりハ追々御書付も出候處……至極穩成由」⁽⁶⁴⁾、ただし「国持之向ニは未タ一向出し不申」、おまけに早めに提出した親藩の「水戸尾筋」は「甚六ヶ敷困り申候」となる。⁽⁶⁵⁾この内、外様の本身を中心とする大広間詰めの「国持之向」が問題で、就封延期の慶永（大廊下詰め）や山内豊信、参勤で入府したばかりの伊達宗城ら「賢侯」グループは、むしろその「建白の遅延」を策して後嗣問題での「挽回」をはかろうとした。⁽⁶⁶⁾だが、枢機にあつては、折からの「伊賀・久世引込」の中、堀田が中心となつて「国持之向」未提出の事態に臨み、彼らの一部が一律の就封停止に困惑する状況を梃子とする。一日、大広間詰めの「国持之向」三家を含む大名二八家に就封の許可を伝え、⁽⁶⁷⁾これと引き替えでもあるかのように「御答」が未提出の場合には当然「出立以前差出儀には可有之」と告げたのである。⁽⁶⁸⁾効果はてきめんで、一五日には豊信や宗城を含む大広間「国持之向」一一名が連署して条約調印是認の答書を提出し、⁽⁶⁹⁾「水戸尾筋」は反対論の修正が未了であつたものの、在邑の大名を別とすれば「諸大名此度の建議」に大凡の見通しをつけることになる。

次に來たのが、かねてからの難問である再上洛使者の選任と、これにわずかに遅れての將軍後嗣の決定であつた。前者は閣内の駆け引きも絡んで容易に決着せず、おそらくは井伊を中心に京都町奉行の入れ替えや着任間もない所司代の交代含みの召喚等、京都出先の整備を先行させていた。だが、後者は既に大勢が定まる中で大きく進展し、「紀州殿」慶福を後嗣として「表向の御弘メ」への手順を見通すまでになる。月末の二九日、慶永は堀田からその大筋を伝えられ、「御失望の極」を味わうのである。⁽⁷⁰⁾

家定を含む「奥向」は、ここに到つて枢機への介入を控え、見ようによつては多少の關係修復さへはかろうとする。五月下旬から六月にかけての瞠目する成り行きは、まずもつてそういうことだったろう。だが、勿論、それだけではない。「奥向」が一旦退けば、枢機要路はそれ自体の力關係で動く。瞠目する成り行きは、明らかにこれの反映でもあつ

た。

簡単にいえば、井伊が「台慮」に頼つて堀田や忠固を追いつめてきたからにはその揺り戻しとなる筈で、現にそう振れたように思える。月末の二七日、岩瀬忠震は慶永側近の橋本左内に近況を報じ、末尾で堀田が「死中に活を可求と餘程心配斡旋之様子、其功之成否は不可知之勢、呵々」と伝えていた。⁽¹⁾前後の文脈からは、後嗣問題での挽回を願つてか、あるいは久世や忠固の排斥を期待してか、いずれかに見えるが、ここに到つての「心配斡旋」は果たしてそうしたものであつたろうか。当の堀田は慶永と会つた二九日、後嗣慶福の決定を知らせるとともに最後に何故か「大和殿關係の筋もさしたる事もなくて近き程にハ出仕せらるへき」と伝えていた。⁽²⁾月初めから囁かれていた「藤吉一条」が、久世には波及しないというのである。どうもこの頃には何らかの情報が枢機で共有されたようで、翌晦日には、先に「腹心」の石谷穆清を町奉行に送り込んで「藤吉一条」の摘発を目指した井伊が、改めて久世や忠固に關係した別案件を洗い出そうとする。本項の冒頭で述べた薬師寺元真への「右之件々極密取調べ給り候様」にとの依頼である。続いて久世出勤の六月朔日、忠固と堀田に意外の処遇があり、しかも翌日には「大老伊賀殿」が「於台前大議論、漸上の御扱ひにて相濟たるよし」、⁽³⁾憶測をたくましくするなら堀田が久世に手を延べて忠固との關係を修復し、同時に忠固と井伊との対立が露わになつたように見える。少なくとも枢機上位の三者は堀田「唯壹人孤立」から鼎立の状況に近づき、はるかに流動的な關係に転じたものではなかったか。岩瀬がやがて目撃する場面、既に引用した「昨日は愛牛（井伊）と錯邏（堀田）と天帝（家定）に謁し、其後又前之二名別世界にて密話あり、其後又錯（堀田）と條（忠固）と別世界に話す」は、おそらくその延長線上にある。

前段の理解は「藤吉一条」が無理筋であつたことを前提としている。話は横道に逸れ、年月も行きつ戻りつとなるが、補足としてこれを押さえておきたい。

無理筋だからといって手駒とされた者が訴追されないというわけではない。場合によっては政敵へのブラフや拳を振り上げた者の面子のために収監され処分されるのであつて、鈴木藤吉郎も自身の不正とは別にそうした巡り合わせとなったようである。断定はできないが見過すのもどうかと思われる成り行きで、六月に入つてすぐに町奉行所の地位用務を解かれた藤吉郎は、月末に到り井伊が堀田と忠固を追つて枢機を制すると翌月には久世がその専断を危ぶんで引き籠り、そうした政治状況の下でやがて自身が共犯と目された町衆六名とともに石谷穆清麾下の北町奉行所に収監される。そして、久世が三ヶ月を越えて「今日も登城無⁽⁷⁴⁾之」、一〇月末に病氣辞職願いの許可という形で排除されると今度は安政の大獄が始まつて牢内の藤吉郎もそのままに年が明け、やがて六年も五月となつて早々、自白の「口書拇印」を取られて獄死する。⁽⁷⁵⁾石谷から「存命に候得ば遠島」との申し渡しがあつたのは、年末に近く大獄審判終了の直後であつた。資産没収の關所は免れたという。

石谷の論告求刑には、藤吉郎が「米油を始、諸色會所を取立、國々へ前金相廻延商之仕法」を「目論」んで「内願」したが不許可、しかし与力上席とされて「米油諸色潤澤方取調之御用」を拝命したために「追て志願可貴と自得致」、その「仕法」のいわば先導的試行に動いたことが記されている。特徴的なのは、「自得致」との物言いに窺えるように、藤吉郎が己の裁量で動き私曲を重ねたという見立てであり、まず安政四年三月の拔擢早々から八月「遠國古米買付」を介しての一渡り、次に五年三月の「御府内米潤澤」実施を取り上げてこれを事細かに例証していく。⁽⁷⁶⁾

だが、いずれのケースも当局の是認を得た「仕法」の試行であつた筈で、とりわけ主要案件とされた後者についてはそうである。前者については、『藤岡屋日記』が「米会所ハ仙台藏屋敷」「仙台を取込、米会所可取建積」等の憶測

をともなった「仙台之米最初十万石（俵か？）藤吉郎買請」の噂を記し、仙台藩の買米専売制をめぐる先行研究がさしあたりは備蓄米の購入として始まったらしい当該動向の一部を明らかにしている。仙台藩にとって藤吉郎による発注は「公儀ヲ始御奉行様方も御願済之上」と受けとめられていたようで、そうした事情は翌五年には公然のものとなる。⁽⁷⁸⁾

阿部は四年半ばに病没して同齡義弟の久世が勝手掛を引き継ぐが、その頃から江戸の市中米価は天候不順のために騰勢を強めることになる。翌五年も同様で、二月末には久世自らが布達して大名「諸家」に藩邸向け「扶持米」の江戸表購入自粛を求め、支配下の「御料・私領・寺社領」には保有する「米穀」の逸速くの江戸廻送と売却を指示する。⁽⁸⁰⁾これによって米価は一旦落ち着くが、さらに翌三月には「御府内米潤澤」として仙台藩武家米の市中払下げに歩を進め、月番である跡部良弼麾下の北町奉行所が問屋仲買筋を白州に呼び出して事前の「買付」を下命する。こうして「百俵ニ付金六拾両」の実質的な先物買いが行われ、仙台藩の蔵元に前年よりは一万両増し、六万両の「前金」が支払われて六・七月の着船・米一〇万俵の引き渡しを待つことになる。生憎、約定通りの着船はなく後に訴訟となつてその顛末が知られることになるが、幕府当局は需給対策を進める中で先物相場の創設へと踏み出したのであり、おそらくはこれこそが「諸色會所」の創設を底意とした「前金相廻延商」の試行であった。⁽⁸²⁾

勿論、以上の経緯をもつて藤吉郎の私曲を否定できるわけではない。先物買いともなれば、利鞘をかせぐ便法はいくらもある。仙台藩に貸しがあるならその債権を支払いの「前金」に組み入れて焦げつきのリスクを軽減できるし、「前金」の支払い証文は相場の先読み次第でそれ自体を売り買いできる筈で、おまけに先高感が強ければ公儀関係者もダミーを仕立てて「前金」の払い込みに参入できる。問屋仲買の玄人衆には容易に察しのつくことで、一部は既に藤吉郎絡みの噂となつていた。⁽⁸³⁾だとすれば、久世や跡部の職務遂行も藤吉郎への便宜供与で、日頃の金銭受領に見合う

ものと解されても不思議はない。町奉行所関係者の回顧によれば、老中の忠固にその種の一項を含む「密告」がでて調査となり、話が広がったという。⁽⁸⁴⁾ 忠固と久世とのつながりからするとかなり首を傾げざるをえないが、忠固の『日記』には登城途中に駕籠訴を受けて訴状を処置方に手交する記事が散見されるので、あるいは発端はそういうことであつたかもしれない。

だが、どのような醜聞がありえようと、四年から五年にかけてのいわゆる「潤澤の新法」は、開国交易とも関係した数年越しの政策的な模索から出たものであつた。⁽⁸⁵⁾ 立ち上がりは、開国の衝撃をしのいで仕切り直しに転じた折、元禄以来とされる安政の江戸大地震となつてトップが「差向き金銀融通方等を初人々一ト度安心之場所に赴不而は何事も出来不申」と判断せざるをえなかつた二年から三年の交である。既に明らかにされているように、大地震翌月の二年十一月、阿部正弘は対外防備に震災復興が重なる財政支出の急増を受けて「非常の御処置」を考え、まずは江戸に全国諸産品を集約してその相対自由の売買を仲介し「賣上高に應じ冥加上納金」を徴収する「諸國産物會所」の創設を構想した。⁽⁸⁶⁾ 究極的には幕府による商権の掌握を目指したこの構想は、翌三年に入つて関係諸有司との往返に進むと震災復興で物価が騰貴する中にその抑制策へと焦点をずらしながら、しかしいづれを目指すにしても現実味に欠けることが指摘され、やがて問屋仲間の解散や存続をめぐる議論へと収斂し立ち消えとなる。⁽⁸⁷⁾ このような尻すばみの中で、しかし、程なくの五月、直前まで水戸藩に出入りしていた藤吉郎がいきなり阿部に「追々御用之品も有之候二付」として町奉行「直支配」の地位に引き上げられる。そして、何月かは不明だが少なくとも年内には「諸色會所を取立、國々へ前金相廻延商之仕法」が上申される。その「申立」は、明らかに阿部当初の構想に即して、しかも稼働資金の確保等関係筋審議の中で問題視されたいくつかへの回答をとまなうものとなつていた。阿部が「当時容易ニ難及沙汰候」としながらも「乍然奇特之筋二も相聞」⁽⁸⁸⁾と好感する所以であつたろう。

好感は藤吉郎の改めての抜擢につながるが、それは阿部が対外交易に踏み出そうとして再び国内の産品の流通制御を意識する中においてであった。震災の直後に諸侯諮問で交易の暫定的な許可を説いた堀田正睦を老中に再任して首座とし勝手掛の相方に配したことから推すと、阿部は当初から交易開始を念頭において「非常の御処置」を考えていたのかもしれない。しかし、表立っては、三年も夏場となつて長崎のクルチュウスや下田赴任のハリスによる外交攻勢がはじまつてからである。阿部はこれを機に対外交易に向き合い、海防掛を含む関係諸有司に貿易許容の場合の利害を諮問する。そして、どうやら秋一〇月にはその方針を固め、堀田を勝手掛兼任のまま外国事務と海防の専任として海防掛のメンバーを中心に外国貿易取調掛を立ち上げる。だが、貿易の許容は国内産品の流出につながるとも考えられており、程なく市中回り品の不足を予想してこれに備えようとした。一ヶ月後、右の掛とされた海防掛大目付の跡部良弼を町奉行に移して先任の池田頼方に並べ、これに海防掛大目付の伊沢政義を跡部の補充で加えて彼ら三名に「貿易御許容ニも可相成哉ニ付」その「取調之御用」を命じるとともに町奉行の兩名には別途「諸色潤沢之御用も可相勤候⁹⁰」としたのである。年が明けた三月には藤吉郎も与力上席とされて「諸色潤沢之御用」を命じられるが、これにつれて直近の一年程は現状維持に近い立場を取っていた町奉行所において、「外国と貿易するに先だつて、江戸に諸色取引所を設け、諸色を潤沢ならしめ、剰餘を以て輸出品に充てよう」とする新規の動きが現れる。奉行所関係者がいうところの「潤沢の新法」「跡部良弼が藤吉郎を擧げて行はうとした潤沢の政⁹¹」である。

阿部が病没して以降も、久世が後継の勝手掛となり堀田と月番で掛を分掌する中で「潤沢の新法」は継続する。のみならず、堀田が主導する体制となつて対外関係が積極化したように、堀田と久世、さらに久世の推しで忠固が合流する財務の体制となつて市中に向けた「潤沢の政」にも弾みがつく。四年の暮れには慎重論を持した池田頼方が伊沢政義と入れ替わり、池田配下で同論の与力東条八太夫も転出となつて翌五年三月の運びとなつたのである。⁹²

藤吉郎の突出は、あくまで以上の政策展開に即したものであった。枢機においてその事情を知る者がいるとすれば、当の久世を除けばおそらく堀田以外には見当たらない。折からの落首に「藤吉は大和（久世）をかけて伊勢（阿部）参り、つかひはたして跡部どふなる」と揶揄されていたことからすれば、この範囲でパースナルなつながりがあったことは確かだろう。しかし、「潤澤の新法」は、そうしたつながりの持ちつ持たれつを企図した詭え物ではない。むしろ数年来の政策的な模索の中で一つの人脈が出来、トップがその所論を好感して有力な方策となったのであり、勝手掛として傍らにいた同列には一定の申し送りがあったか、よしんばなくとも粗々の察しはついた筈である。堀田がやがて慶永に「大和殿關係の筋もさしたる事もなくて」と語ったのは、その経緯を知った上でこれを閣内に伝えたからではなかったか。

回り道に過ぎたかも知れない。改めて本筋に戻り、六月を迎えての変転をたどりたい。政治課題は将軍後嗣を公表してその落着をはかり、それとともに条約の勅許を目指して再上洛の使者を絞り込む段階に入っていた。こうした中で井伊はその主導権を強めていったが、だからといって家定を含む「奥向」の中立的な対応は変わらず、枢機の上位が鼎立して波乱含みの状況はなおそのままに継続していた。従って、下旬に条約の締結が急迫する問題となった時、井伊は半ば多勢に無勢の形で決裁者であることを強いられる。どのようにしてその切所をしのぎ、枢機の制圧にこぎつけたのか。以下、順に押さえていきたい。

月が改まる前後、通商条約の締結に向けてなお五〇日以上猶予があることを前提に、まず将軍後嗣決定の儀礼日

程が固まってくる。堀田が慶永に大筋を伝えた折には、六月朔日に「三家三卿溜詰衆」への將軍「内意」伝達、次いでその「内意」の「京師御伺」となつて、これが済み次第「六月末七月始」に「御表向の御弘メ」となる見通しであつた。⁽⁹³⁾ 条約問題は、大名への再諮問が既にその山場は越えたと判断されており、再上洛の使者選任が残された課題となつていたが、こちらは京都出先の整備を先行させる中でどうやら將軍後嗣「御弘メ」後に先送りされていた。

このように後嗣の決定が優先される中、さらにその進行にも拍車がかかつていた。条約勅許の使者派遣が次に来るなら日程がタイトになつてくるためでもあつたろうが、それよりは後嗣の決定が遅れる程「人望愈刑部卿（慶喜）に歸し、事六ヶ敷なるへけれハ」と判断しての早駆けであつたろう。「京師御伺」に際して召喚の所司代に伝えられた老中指令には、一橋派の朝廷工作に対する警戒心も与つてその前のめりが顕著である。「叡慮之趣」を武家伝奏から聞き取り返報するように伝えた上で、養嗣後継の先例とする「天明度」の場合、養嗣氏名は公表するまで「御隠密」にしており、今回は「関東之御都合」もあつて氏名の言及はない旨を伝奏に徹底すべきこと、当の所司代が召喚を受けて京都発足の間際であつてみれば「此度は別而御差急之事候間、早々御答被仰出候様致度」、そのつもりで対処するように求めていたのである。⁽⁹⁵⁾ 所司代から伝奏への通達が四日であつたことからすると、老中の指令は五月末には発せられていた筈で、そうした早手回しによる返報待ちの中で、次には「御表向の御弘メ」も一八日に前倒しとなる。

養君御用掛とされた堀田は、七日、慶永に「御養君の御發表も十八日の御内定」と伝えた折に「上と大老の焦るか如くに御急き故御支度も更に調はず」とその「不都合」を語つていた。⁽⁹⁶⁾ これに明らかのように、早手回しと前倒しの中心となつたのは、家定とその周辺、枢機にあつては誰よりも大老の井伊であつた。だが、早手回しは「御養君之儀」にとどまらなかつた。家定から「堀田様・伊賀守様」罷免の言質を得ていた井伊は、さらに後任人事への手配りとこれを介した上洛使者の選任にも向かつていたのである。側近の宇津木が記すところによれば、所司代から西丸老中に

昇ったキャリアを持つ間部詮勝に「直書」を送ったのが五月晦日、冒頭で述べた深川寺町界限に下屋敷を構える面々の醜聞調査を依頼した当日であった。六月に入つての往返は不明だが、一〇日には家定との「御老人立御目見」をあらえて老中等罷免の念押しと間部の押し込みを模索し、翌一日は間部と「御逢」して「御密話有之」、一二日は宇津木を間部に送って「仮条約」と京への「御使」をめぐる遠回しの意見交換をはかっていた。⁽⁹⁷⁾

家定やその周辺から課題処理の地力を問われはじめた井伊は、ここに来て朝廷への対応に焦点を絞り込んでいったようである。大老就任の直後、井伊が自らの上洛経験から「堂上の事」を「粗心得」ているとして堀田の京都での蹟きを事情を弁えずと非難したことは、既に前編で触れた通りである。⁽⁹⁸⁾幕府統治の経験を持たない井伊が先任の老中連と実績で競り合おうとすれば足場はそれだけ、京都守衛の家柄で京情を知り、従って又有力な人脈を持つという点においてであつたろう。だが、それにしては次の上洛使者に年若未経験の会津松平容保を推して下手を打ち、「御評議」で決定を促せば自身が「御上使御勤被遊候様ニ成そうな御模様」のチグハグで、やはり当初は新参の未熟が否めない。とはいえ、右もまた経験で、諸侯の再諮問が山場を越えて使者の選任にリアリティが増す頃からは、既に「堀割一件」⁽⁹⁹⁾で恨みを含んだ京都町奉行の浅野長祚を一橋派寄りと見て更迭準備で動いた後を受けて、就任して間もない所司代の本多忠民を経験に乏しく浅野に多くを負うと見て江戸に召喚し、本多に代えては「堀割一件」の火元と睨んで敵意を募らせていた若狭小浜の酒井忠義、その再任を「長々御所司代も御勤、京地御案内之義ニ付」敢えて是認もしくは進んで手配した。⁽¹⁰⁰⁾六月は以上をへて次に越前鯖江の間部を枢機に引き入れようとしたのであり、これが成就して上洛使者の決定につながれば総仕上げとなる筈であつた。

だが、目算通りに事が運ぶ訳はなかった。何よりもまず家定を含む「奥向」がなお井伊の過度な寄りかかりを拒んでいた。井伊の「奥向」工作は徒頭の薬師寺元真を介して行われていたが、薬師寺は南紀派の謀主であつた紀州藩附

家老水野忠央の妹つながりで側用取次の平岡道弘と縁戚の「間柄」にあり、同時に中奥に勤仕する小姓頭取の諏訪安房守（諱不明）とは先代家慶の本丸入りに扈從した小姓グループの同期同士、実は平岡も同期であり、⁽¹⁰⁾「奥向」への働きかけは主にこの人脈を通してであった。ところで、諏訪は家定附きから同僚となった高井實孝とともに薬師寺とのつながりに当たったが、それに先んじては家定附きの古参小姓権太遠江守（諱不明）とともに一橋派とも交わっており、堀田からは「何れも無二の忠臣故竊に使い君側を周旋させ候ひし」と語られていた。⁽¹¹⁾このような両義性は実は平岡も同様で、同期組には海防掛で左遷大目付土岐頼旨実弟である勘定奉行の土岐朝昌もいて以前には彼と「後宮其外の形勢」につき親しく意見をかわしていた。⁽¹²⁾平岡や諏訪等の「奥向」主流が家定の宿意に忠実であったことは明らかだが、右の両義性はその上での政治的な韜晦というだけではなく、おそらくは表から自立してその党派と等距離を保つことを本位としたからでもあった。枢機が後嗣慶福を決定すると井伊が求める二老中の罷免を先送りしたのはいわばその本位への復帰であり、六月に入って「御表向の御弘メ」に向けた日程消化がはじまるとそうした態度は一層硬くなる。井伊のサイドが一〇日にあつらえた家定との「御壺人立御目見」もどうやら思惑外れで、諏訪からは「此義（間部登用）扱は小子より餘り強申上げ而も如何可有之哉」との連絡が入り、「万端事濟二被遊候所は、矢張丹波（平岡）之内存哉も難計残念奉存候」という薬師寺の憤懣につながったのである。薬師寺が「丹波守身構二も當惑」するとして「追而は御崇りも御座候方御為」かとその排斥を訴えたのも同じ理由からであった。

こうした思惑外れは「萬一洩候歟、推測被致候而は誠二一大事⁽¹³⁾」と情報の拡散を危惧させ、先行きの不安を膨らませる。とはいえ、既に家定の許しを得ていたからには一八日の「御表向の御弘メ」が済めば「一先安心」、一気呵成に枢機を組み替えることができるだろう。しかし、そうであるにしても、肝心の「御表向の御弘メ」がずれ込むことはないのか。また枢機の組み替え前に「御評議」を強いられることはないのか。そうなれば多勢に無勢となりかねず、

攻守所を変えることになる。実をいえば、井伊は街道筋風雨の偶然と通商条約締結の急迫という想定外に行き会って、以上を二つながら経験するのである。

井伊が家定から「堀田様・伊賀守様御一所二御役御免」の言質を得ていたことを、当の「堀田様・伊賀守様」は知っていたのだろうか。一橋派の「賢侯」連が井伊からその旨を知らされたのは両老中が登城停止となる二日前、後述する一九日の「御評議」直後である。以降は堀田もしくは堀田と忠固の双方に伝わり、だからこそ後に触れる「不審」な出来事にもつながったと考えられるが、それ以前については分からない。ただ、「推測被致候」でも「一大事」であるなら、「推測」は十分に可能な状況であり、それ故の不穩をいくつか拾うことができる。何よりも中奥に詰める側衆の上席、表との往返を取りもつ側用取次として、平岡道弘を挟んで一方には井伊と結んで久しい夏目信明、しかし他方には本郷泰固の「間柄」「合口」で、彼を介して忠固にもつながる石河政平がいた。石河はやがて井伊に接近を試みて後の悲劇につながるが、敢えて接近して「御継り」する理由としては「今以御泊候方、此度はつれ候而は残念至極」と宿直外れをあげていた。¹⁰⁰それは中奥で次第に脇へ追いやられていたことの反映であり、だとすればどうしてそうなるのか、あれこれと「推測」するだろう。井伊への接近は、同列が次々とすり寄る中でこれに似て実は別物の、「推測」を瀬踏みする試みではなかったか。

同様のナースは、忠固にも見てとれる。忠固は六月に入ると公然と井伊と衝突して井伊を「憤怒」させていたが、それだけではなく井伊の前では堀田をも圧倒して堀田は「威勢に恐れ閉口し笑止千萬の躰」¹⁰¹、堀田麾下の海防掛諸有司

も「伊賀殿扨近來ハ當りかたき勢⁽¹¹⁾」と受けとめて「賢侯」連とともに忠固排斥の度合いを強めていた。だが、表立っての居丈高をその優勢からの傲慢と見るのははや困難である。忠固の当月の『日記』には従来と異なる記載が現れてくるが、そのいくつかは逆の想像へといざなうのである。例えば、屋敷で折々大名と「逢対」する習慣の下、以前は所用で「逢対」を省いた折にこれを録する程度であったものが、今回はそのことに加えて五日と七日、次いで間をおいて一八日と、「対客請候人数」は何人か、逐一の数を万石以上以下その他の内訳を添えて記入する⁽¹²⁾。自らの勢威に不安を感じて、そうすることで先行きを見えようとするかのである。『日記』は、さらに右の当日を挟む上旬と下旬、幕府出先各所からの書状受領を刻限込みで丹念に書き記す。以前には見られなかったこの種の記事は、なによりも月番となったためであつたろうが、加えては月番であることを幸いに五月末に手配した將軍後嗣「京師御伺」の返報を誰よりも早く確認しようとする、そうした意向の現れでもあつたろう。確認の意向が朝廷の継嗣問題への干渉を警戒して予定通りの「御弘メ」を願つてのことなのか、それとも逆にそうなると自身の罷免につながると「推測」してのことなのか、勿論、そこまでは分からない。だが、六月の上旬はさておき、下旬においては、次に見るようによ後者の可能性を否定できないのである。

六月八日、「京師御伺」に対して武家伝奏から「目出度被思召候旨被仰出候」⁽¹³⁾との答書が返される。だが、所司代実務方から転送される筈のその答書は「御表向の御弘メ」が予定された一八日が近づいても江戸に届かず、一六日には順延含みで養君御用掛の堀田から関係筋に「右御日取明後十八日より来ル廿五六日頃迄之内」と告げられる。原因は江戸や利根川沿い、さらに東海道筋に広がった暴風雨であり、これによつて一日から一九日までの大井川「川留」⁽¹⁴⁾、「十日より酒匂川・馬入川共止り之趣」⁽¹⁵⁾等東西流通網がしばし寸断されていた。忠固の『日記』は、数日来激動続きとなった一九日に、その激動をほとんど記さず「去る五日出京都状今子中刻到来」と刻む。そして、最後の記入となつ

た二一日、出先書状の順次到着を告げる冒頭で「當月九日出京都狀今卯上刻到來」と記す。⁽¹⁶⁾ここに「京師御伺」答書の早朝到着を認めることができるだろうが、何故かそのことは井伊には伝わらない。当日夜、井伊が奥右筆組頭の志賀金八郎（諱不明）を呼び出すと彼は「此義ハ迷惑仕候」と一旦拒んで強く「恐懼」し、やがて二日を過ぎた二三日、京都からの「八日附」答書を老中が詰める御用部屋へ持参する。そして、月が改まった七月一日、遂に自害することになる。⁽¹⁷⁾答書はしばし隠匿されたと考えられるが、それが志賀一人の裁量で行われたとはとても思えない。志賀が養君御用掛であったことからすれば⁽¹⁸⁾その長の堀田の采配か、しかし月番の忠固が当然知るところであったとすれば彼が先んじての指示か、あるいは両者ともどもの差配なのか、いずれにしても別の力が働いた可能性が高いのである。

志賀については、此年の四月、鹿兒島の島津斉彬が江戸入り間際の伊達宗城に「建儲之一條」をめぐってあれこれ書き送る中で「外ニ以権道志印江申込メ、台志（將軍意向）を改メ候事も可然哉」と述べており、⁽¹⁹⁾彼がここにいう「志印」であったことはほぼ間違いなく、一橋派「賢侯」連の有力な手蔓もしくは隠れた同志であったろう。だが、斉彬は、それから二ヶ月後の六月には、慶永に「西城之一条」の劣勢を嘆く中で「大奥より申来候にも、志印事も専ら紀之方江心を運び本印江取入候段」を伝えていた。⁽²⁰⁾大奥からの情報であったことからすれば「本印」は家定生母の本壽院で、⁽²¹⁾ここでの「志印」はあるいは別人であったかもしれない。だが、「賢侯」間で通じる略称と考えれば、志賀であったことも否定できず、そうだとすれば忠固や本郷泰固（まさか「本印」ではないだろう）⁽²²⁾からの働きかけを考えることもでき、結局は前段と近似の判断になる。右の綱引きで翻弄されたいことも含めて、志賀は二ヶ月余にわたる「閣内の内乱」の最初の犠牲者であった。

ところで、このように宮廷政治が過熱する中で、政治日程それ自体が大きく揺らぎはじめる。ハリスやクルチュウスが通商条約の交渉で有力な説得材料としたアロー戦争の脅威、その戦争勝利の余勢をもってイギリス等が不利な条約を強要するという可能性が急速に高まっていた。六月早々、長崎で米蘭の艦船来港が相次ぎ、「支那之戦争漸ク和平」⁽¹⁷⁾「英佛亞三國之軍艦廿艘餘も不遠入津」⁽¹⁸⁾（勝義邦）との噂が広がる。五日までには江戸の海防掛にも伝えられ、岩瀬忠震は橋本左内にこれを知らせて「此事天下之幸となるか不幸となるか、未可知」と記す。未だ「風説」にとどまっていたが、その通りなら政局への衝撃は大きい筈で、一〇日、「土用人」で家定の「出御」となった城中では、折から井伊の「御壺人立御目見」をあつらえた薬師寺が「何やら物有様」な「海防掛之寄合内談」を目撃する。⁽¹⁹⁾「風説」通りと知ったのは、四、五日後、外国掛の堀田に下田のハリスからその旨の連絡があり、日米の条約「調判之儀格別大切」と説く書簡が届いてであった。政局の関心が「京都より御返答ありしや」⁽²⁰⁾に集まる中、堀田がこれを枢機に持ち出した様子は窺えない。

時あたかも和親条約締結前後の米露競り合いに似て、一六日、下田にはプチャーチンも乗り入れてくる。ハリスはその翌日にポーハタン号に乗船して神奈川の小柴沖に到り、交渉委員の派遣を要請する。一八日、ここに堀田は急迫の事態を諸大名以下に布告し、海防掛による「應接出張」の態勢を整えて午後には岩瀬忠震・井上清直の両名を派遣した。⁽²¹⁾その日、両名に永井尚志・堀利熙・津田正路を加えた海防掛五名は、急迫の事態を「京地云々不構、當地限御英斷好機會」と申し合わせ、いわば進んで条約の締結をはかろうとした。かねてからの強行方針もあって開国交易を企図してであることは勿論だが、ここに到っては事後に枢機の責任が問われることも予見して、その合意がなされたのだらう。果たして誰の責任が問われると考えたのか、折から岩瀬が慶永に「梧桐を洗する事方今之緊要」として「御配慮」⁽²²⁾を求めていることからすれば、まずは桐が家紋の伊賀守忠固で、この点は一橋派の「賢侯」連も同様なのだが、

そうした錯誤を抱えたままではあっても、やはり南紀派優勢の枢機に打撃を与えることを期待してであつたろう。岩瀬らは、当日夜分にハリスとの応接を終えて立ち戻り、翌一九日の城中評議に臨むことになる。

一九日、忠固の『日記』は冒頭に「去る五日出京都状」の到着を刻み、その後に四つ（午前一〇時頃）の太鼓がなつて登城、通常と変わらない朝方の滑り出しを記す。しかし、宇津木の『公用方秘録』によれば、すぐに「三奉行始御役中一同御評議」となつたらしく、次に御用部屋で枢機の「御評議」、それから応接の「井上・岩瀬之兩人」を呼び出して下命の運びとなつていた。以後、「兩人」は即座に小柴沖のポーハタン号に向かう。忠固の『日記』によれば、おそらくは同時刻に家定から「御達被遊候旨」の連絡があり、「掃部殿初一同」は「御前に出御用相伺引」⁽¹⁹⁾となる。果たしてこの間に何が進行していたのか。

城中の評議において、井伊は多勢に無勢を強いられる。そして、そのために彼の諾否が決定を左右することになり、思わぬ形で名に実のともなう最上位の決裁者となつていた。ハリスの主張は、「近々英仏之軍艦数十艘来航致候趣」でそうなつての「応接方御面倒」を説き、先立つて日米の「仮条約」が調印されるなら間に立つて仲介し十分に不利を回避できるというものであつた。「御役中一同御評議」では、堀田の黙認や忠固の公然とした肯定も含めて、大方がハリスの申し入れを是とした。だが、既に朝廷への対応に傾注する井伊は条約が「朝廷江御伺済ニ不相成内ハ」不可を説き、賛同はわずかに一人、若年寄古参の本多忠徳にとどまつた。こうなると誰がどうすれば決定につながるかは明らかで、御用部屋での「御評議」に移るともはや井伊の譲歩を見守るような雰囲気になる。宇津木が仄聞しての描写、「堀田備中守様・松平伊賀守様ニハ素より御許し可被成御底意、其余之方々様ニも指当り致方も無之ニ付」とは、そういうことであつたろう。⁽²⁰⁾ 結論は「成丈為引延候方可然」となり、命を受けたハリス応接の井上清直から「成丈」とある以上は止むを得なければ「印可被仰付哉」と問われると、「其節ハ致方無之」と答えるほかなかったのである。⁽²¹⁾

宇津木の記すところによれば、当日「御帰館」した井伊は側近らと意見をかわし愕然とする。側近や重臣諸役らは、止むを得なければ「調印」に「同心」した以上は朝廷の反応次第で「諸役人之罪御大老職ニ而御引受」となるとし、いわば責任を負わされたに等しいと訴えた。そして、井伊自身も「今日之場合、能々御考」るならその通りで、「隠謀之輩之術中ニ御落入」ることになったと受けとめ、「此上ハ身分御伺被遊候より致方無之」と辞職含みの政治的な敗北さへ口にしたのである。最上位の決裁者は、当然にも一切の責任が問われる筈であった。

では、そう判断した時、井伊のサイドにはどのような選択肢が残されていたのか。「御家之一大事」と考える側近や重臣らが、真つ先に考えつくのは責任の回避か、せめてその分散軽減である。独断で条約調印中止の急使を派遣することさえ語られたが、そうした越権の極論を別にすればまずは諸大名への再々諮問が持ち出されていた。想定外の事態であつてみれば「諸大名存意も御尋之上ニ而御治定」もありえたと指摘し、井伊自身も「其所へ心付不申……無念之至」と臍を噛んだという。宇津木は差し当たりこれだけを記すが、まさかそれで終わったわけではない。一橋派の記録によれば、一九日当日の午後には指摘通りの方向で井伊自らが「賢侯」連への根回しに動いていた。前日から約束の伊達宗城、次いで宗城を介して慶永に対面し、「明日は此事を諸大名に御相談いたすべくと思ふか如何」と問いかける。そして大筋の賛同を得ては、その場において「京都へ申上げたる上」で条約に対処するという自らの主張に「同志之諸侯一同して……左袒せらるゝ様」依頼したのである。

右に不審がないわけではない。宗城が井伊を尋ねたのは一九日の城中評議前だが、宗城が直後に慶永を尋ねて語った内容は城中評議の大勢も含まれていて当日は午後の三者往返もあつたのか、そうでなければ前日から既に想定されていたのかと不思議である。また翌二〇日になると、井伊は宗城に枢機で大名総出仕の合意が成立したものの中止となつた旨を書き送るが、家定の寛永寺参詣が予定されたこの日、井伊は随従せず続いての登城もなく、これ又その文

面を額面通りには受けとりにくい。どうなっていたのかと困惑するが、しばらくは細部のこととして棚上げするしかないだろう。

だが、そうもいかないう不審もある。ここに来て屋上屋にさらに屋を重ねるような「諸大名存意も御尋」とは何事か、もはや幕府は危機対応の能力を持たないと告げるに等しい。まして、その場で一橋派「賢侯」の協力を仰ぐとはどういうことだろう。将軍後嗣慶福の先行きは怪しくなり、家定の井伊に対する信任も揺らぎかねない。責任を負って「隠謀之輩之術中ニ御落入」、責任をかわそうとして又ぞろ「隠謀之輩之術中ニ御落入」ることにならないか。従来 of 立ち位置からすると理解に苦しむ選択で、それでもなお一定の手配を行ったとすれば、井伊サイドの周章狼狽を考えるしかなく、枢機要路の綱引きはなおそれ程の際どさを孕んでいたということになる。

再々諮問は、しかし、幸か不幸か、選択肢としては霧散する。一九日夕刻に井伊が慶永に話を持ちかけた時、既に小柴沖では日米修好通商条約と附属の貿易章程が調印されていて、もはや「諸大名存意も御尋之上ニ而御治定」はあり得ないことになっていた。二〇日、井伊は朝からの寛永寺参詣に「先格」をもって扈從せず、おそらくは「中暑発熱、頭通強^{マツ}く⁽¹⁸⁾」で事後の登城も見送って自邸で側近らと対策を協議する。そして、宇津木の記すところでは、未だ京都からの返報がなく家定の求める「御養君御発し済」を満たしていないために逡巡を重ねながら、しかし側近や重臣らの督促を受けて遂には「備中守様・伊賀守様御取除ケ、間部様・太田道淳様御入」の強行を決意する。こうして、急ぎ薬師寺を介して「奥向」への工作を進め、翌二一日にかけては堀田や忠固らによって江戸湾や大阪湾京都辺警備の手配りがなされる中、なお自邸にこもって連絡を待ち、午後にいたってようやく朗報を得る。この日の朝方、京都からの答書が届いていたが、井伊はこれを知らず、おそらく「奥向」にも伝わっていない。井伊は夕刻を控えて登城し、家定の召命を受けて先延ばしを打診されても引かず、遂には「大ニ都合宜旨」の「御意」を聞く。ゴタゴタはな

お続くが、この日深更には堀田と忠固の両名に「明日より御登城御差留」の「上意」が伝えられた。⁽¹⁸⁾

家定や「奥向」が、井伊の枢機改編の求めに応じたのは何故だろう。京都からの答書到着を知っていたと考えられなくもないが、そうであれば井伊を召し出した時にこれを教えないのは不自然である。むしろ、到着を知らず、「御養君御発」までにあと一押しと思うなら、枢機にあつては誰が一番当てになると考えるのか、どうも家定らにとつて事態はそういう問題として現れていて井伊の求めに応じたと見た方が分かりやすい。堀田は当然にも除外され、忠固も既にその両義的な対応が知られていたとすれば、当てになるのは井伊しかいなかった筈である。勿論、以上はすべて想像で、ただ家定が了承した結果だけがある。

これ以降は、枢機のフォーマルな任免が進められる中で、日米通商条約調印の諸大名布告と朝廷への奉書連絡がなされ、次いで一方ではオランダとロシア、イギリスとフランスとの間に通商条約の締結、他方ではかねての政治日程通りに将軍後嗣慶福の公表と上洛使者の発令が行われた。とはいえ、この間に井伊問責の動きもあらわになり、その最中に家定が倒れ死亡する。そして、孝明天皇が憤激する中で政争は京都に飛び火し、やがて密勅の降下で江戸と北関東への戻り火となる。これにつれて、井伊は友敵の弁別に一層傾いて果断と力業だけをみがき上げ、枢機においては専断、要路に向けては専制の手配りを重ねながら、朝廷や大名諸藩に対しては予想をこえた強圧と目先の利益明らかな取引を繰り返す。

- (1) A D E C 津山郷土博物館／「江戸一目図屏風」等 <https://trc-adec.trc.co.jp/wj11c0/wjs02u/3320315200>
- (2) 復刻古地図（人文社）、細部は不明ながらその全体図は「ちちずライブラリ oldmap.jp/j/」に掲載中。
- (3) 『江戸切絵図集成』（中央公論社、昭和五六～五九年）第三卷一四五頁。
- (4) 『松本市史』第二巻歴史編Ⅱ 一四六頁。
- (5) 『江戸切絵図集成』第二巻一一四頁・第六巻二九頁。
- (6) 同 前 第五巻一一〇頁、又国会図書館デジタルコレクションに掲載。
- (7) 国会図書館蔵、なお該当分は『江東区の文化財②深川寺町界隈』（江東区教育委員会）の表紙に転写使用されている。
- (8) 『大日本維新史料 類纂之部 井伊家史料』（以下、『井伊家史料』と略す）第六巻三四八頁。なお、この依頼に対する回答と見られる文書は同前三四九～五〇頁・第七巻一五九～六二頁その他いくつか散見される。
- (9) 『井伊家史料』第七巻二六四頁。
- (10) 東京大学史料編纂所・維新史料綱要データベース（該当項目イメージで『維新史料稿本』にアクセス、以下ISDBと略す）安政六年二月二日寺社奉行板倉勝静以下更迭の条イメージ〇七九四。
- (11) (12) (14) 佐々木克編『史料 公用方秘録』（彦根城博物館叢書七、『公用方』と略す）一四頁。
- (13) 『昨夢紀事』（日本史籍協会叢書、以下『昨夢』と略す）第三巻三五九頁。
- (15) (21) 『昨夢』第四巻一二頁。
- (16) (17) (18) 『井伊家史料』第六巻二二三頁。
- (19) 同 前 二六六頁。
- (20) 『公用方』一五頁。
- (22) 『井伊直弼試論（上）』『北海学園大学五〇周年記念論文集』三四三～五頁。
- (23) 『公用方』一六頁。
- (24) 『井伊家史料』第七巻四一頁。
- (25) 『昨夢』第四巻五二頁。
- (26) 『橋本景岳全集』（續日本史籍協会叢書）第二巻九三七頁。
- (27) 東京大学史料編纂所・所蔵史料目録データベース（以下、SSDBと略す）『松平忠固日記』（ほー75ーA、以下『忠固日記』と略す）

し所在をSSDBの「全表示」イメージ巻一頁NOで表す。

(28) 東京大学史料編纂所『堀田正睦日記』（データベース化は所有権者不許可、以下『堀田日記』と略す）。

(29) 『忠固日記』SSDB 一―一二七―八。

(30) 『昨夢』第二巻四二五頁。

(31) 同前 四五八・四六一頁。

(32) 『井伊直弼試論（上）』三三二―三頁を参照。

(33) 『公用方』一五頁。

(34) 行論に述べるが、忠固についてはおそらく河川修復にともなう金銭貸与の「内願」で、『昨夢』も慶永が「勝手向の事なるへし」と推測したことを記す（第二巻四六一頁）。久世については、『忠固日記』に身内の身分関係の記述があり、これを引き合いとしたのだらう。

(35) 『堀田正睦外交文書』（千葉県・千葉県史料近世篇、昭和五十六年）七頁。

(36) 『井伊家史料』第六巻一〇頁、これに対する忠固の井伊への回答が同前五三―四頁。

(37) その様子は、『堀田留守中老中退出も早く相成、先々御手透と申す事二候』（『井伊家史料』第五巻四七〇頁）等に窺える。ただ、通常業務の問題がなかったという訳ではなく、この頃に米価高騰の問題が意識されていたことは、行論に述べる通りである。

(38) 『井伊直弼試論（上）』三三七頁。

(39) 『井伊家史料』第五巻四六八頁。

(40) 慶永を中心とする一橋派との接触については『井伊直弼試論（上）』三三九―四〇頁を参照。井伊との接触は必ずしも早くなく、はっきりと確認できるのは安政五年三月初頭の城中での面談が最初で（『井伊家史料』第六巻一〇頁）、以降は時折の往返となる。後嗣問題が急浮上してくる中では、井伊はむしろ溜問詰で古参先任であった堀田との意見交換に向かい、その上洛前にも踏み込んだ議論をかわしていた（『井伊家史料』第五巻四六七―八頁）。なお、井伊が忠固の老中再任の折に接近を試みたことは、『昨夢』第三巻三六一頁にそのエピソードが紹介されている。

(41) 『昨夢』第三巻二九九頁。

(42) なお堀田帰府直前に「上閣（忠固）召出半時を過候由」であったらしい（『昨夢』第三巻三五一頁）。

(43) 『公用方』一五頁。

- (44) 『昨夢』 第四卷一六三頁。
- (45) 『堀田日記』 第六卷該当月日を参照。なお、『藤岡屋日記』(三一書房、昭和六二〜平成七年) 第八卷の該当年月日でも一応の輪郭はたどれる。
- (46) 『堀田日記』 第一〜三卷には前年に阿部正弘が亡くなる前六ヶ月の「風邪流行」による「不来」続きも記録されているが、その欠勤状況はランダムな入れ替わりで明らかに様相を異にする。
- (47) 『昨夢』 第四卷六〜七頁・六七頁・七九・八一頁。
- (48) 同前 八三頁。
- (49) 同前 一〇一頁、その他九三頁・一〇三頁等。
- (50) 『堀田日記』 第六卷八二丁(この場合、見開き二頁を一丁とする)。
- (51) 『忠固日記』 SSD B 一一一〇八一。
- (52) 同前 SSD B 一一一〇九一。
- (53) 『昨夢』 第四卷一〇三〜四頁。
- (54) 『忠固日記』 SSD B 一一一四一。
- (55) 『昨夢』 第三卷三七四頁。
- (56) 『堀田日記』 第六卷五四丁。
- (57) 『公用方』 一五頁。
- (58) 『堀田日記』 第六卷五三丁。
- (59) 『井伊家史料』 第六卷二七一〜二頁。
- (60) 『昨夢』 第三卷四〇三頁。
- (61) 『公用方』 一五〜六頁。
- (62) 多少の補足はしておくべきかもしれない。「御養君之一條」の五月早々決定済みについては、井伊と宇津木とが長野に書き送っているが、その趣旨は「閣老一同」が「此方なれハケ様二候、彼方なれハケ様二候」と選択肢を示して家定の意向を尋ね、朔日には慶福と「決心」したので「取調」をとの「上意」を得たこと、これにより皆が「内々御先例等取調二懸り……御上二も御急二付、精々手廻しいたし候様申合」せたというものである(『井伊家史料』 第六卷二三六〜七頁)。だが、宇津木は右の成り行きをその記録(『公用

方」に残さず、六日に井伊が召し出された時を「上意」拝聴の初例とする。まして朔日は五月の節句儀礼が後続する月次御礼の当日で、堀田の日記はただ定例通りの進行を記すだけである。総じて他の証言とかみ合わず、話は長野の政治工作に有利なように捏造されたものではなかったか、その可能性が高いと思われる。しかし、このこととは別に、「閤老一同」の「申合」せに触れた一節は、それなりに顧慮されるべきかもしれない。「台慮」が一步踏み出して日程や諸式の「取調」を求めても不思議はなく、もしそうであったなら「閤老衆の評定」は「内々御先例等取調」にはじまって先々の諸式儀礼につなげる実務処理の含みを持った筈である。ならば、たとえ五月早々の「御決評」が事実であったとしても、それなりに時日は要したに違いなく、しばらく見通しがつかなかったことに一応の説明はつく。とりあえず、今のところ言い得ることは、この位かと思われる。

- (63) 堀田帰府に先立つ三月下旬から忠固らによって大名諮問の対策が検討されており、翌四月には譜代大名について溜問詰を中心以待機の手配りがはじまっていた。典型は「近頃六ヶ年」も在府の松平頼胤に対する月半ばの就封停止であり、水戸家親戚筋ながら反斉昭で知られた頼胤は、同席で近しい井伊が折から京都警護のための就封が予定される中でこれに代わる溜問詰の重鎮として「上意」をもってその在府継続がはかられていた（ISDB安政五年四月一五日松平頼胤就封停止の条イメージ〇四六二—三）。他方、一橋派の慶永は忠固に間もなくの帰藩を控えて延期の希望を伝えるが、一向に停止の音沙汰がなく、遂には「御暇の上使」を覚悟せざるをえなくなる。だが、下旬に堀田が帰府すると、おそらくは同様の事情にあった山内豊信ともども「九諸侯へ（御暇の）上使の御沙汰なりしに惣而止められたる由」で在府継続となり（『昨夢』第三卷三五—七頁、参勤で入府したばかりの伊達宗城と轡を並べて「何分老中ノ手ニ合不申者共」（『井伊家史料』第六卷二三七頁）の陣容をなす。こうして、後嗣問題とも絡んだ枢機内部の綱引きから足並みは揃わなかったものの、井伊の大老就任直後には既に「御暇」発令済みの大名をも「發途停止」とした上で「不時登城」を「仰出」、「勅答」を示してそれぞれの「存慮」を尋ねる運びとなる。

(64) 『井伊家史料』第六卷二四四頁。

(65) 『井伊家史料』第六卷二三五—六頁。

(66) 『昨夢』第四卷三九頁。

(67) ISDB安政五年五月一日暫時滞府大名への帰藩許可条イメージ〇三五五—七。

(68) 同前 イメージ〇三七四。

(69) 『昨夢』第四卷四九頁、慶永は「御失望限りなし」であった。

(70) 『昨夢』第四卷一〇三—六頁。

- (71) 『昨夢』第四卷九三頁。なお『橋本景岳全集』はこの書簡を一ヶ月前の四月二七日とするが(第二卷八七九〜八〇頁)が、文中の「蘭人も、来る四日に発足」という記述から推して、クルチュウスの江戸出発は六月四日なのでやはり『昨夢紀事』の通り五月二七日と考えるべきだろう。
- (72) 『昨夢』第四卷一三四頁。
- (73) 『藤岡屋日記』第八卷の該当期間にこの記述が繰り返される。
- (74) 佐久間長敬「鈴木傳考異二」森鷗外「鈴木藤吉郎」添付資料『鷗外全集』第一八卷(岩波書店、昭和四八年) 五五頁。
- (75) 同前 五六〜七頁。
- (76) 『藤岡屋日記』第七卷四六〇頁。
- (77) 難波信雄「幕末仙台藩の経済構造」石井孝『幕末維新期の研究』(吉川弘文館、昭和五三年) 二五七〜九頁。
- (78) 「江戸定期米変動表」鈴木直二『増訂 江戸における米取引の研究』(柏書房、昭和四〇年) 一七四〜五頁。
- (79) 藤岡屋日記 第八卷一五五頁。
- (80) 同前 一六三頁、三月の月番が明記されている。
- (81) 『増訂 江戸における米取引の研究』二七〇〜八三頁。
- (82) 注75・77・78を参照。
- (83) 「鈴木傳考異二」五四頁。
- (84) なお、藤吉郎については、江戸震災後の復興事業への関与も押さえられるべきだろう。森鷗外はいくつかの回顧に基づいて「考證」を旨とする小論『鈴木藤吉郎』をまとめ、複数の土木事業の推進を筆頭例として彼を「有為の人材」とする(前掲書四三頁)。これを裏付けるように、『武江年表』は安政三年一月から翌四年五月、閏五月と例示された諸事業の開始を告げ、町屋として払い下げられた造成地の程なくの「繁昌」を記す(定本 武江年表「ちくま学芸文庫」下巻八八頁・九三〜九四頁)。二年一〇月に安政大地震があった復興作業が始まり、三年五月に藤吉郎が阿部正弘直々の申し渡しによって町奉行「直支配」の配下とされたことからすれば、その差配による土木事業がどのような性格を持っていたかは大凡の察がつく。推測を交えていえば、とりわけ人目を引いて「藤吉が出て今川は亡びけり」と揶揄された外濠内の今川橋川筋埋め立ては、おそらく周辺瓦礫の廃棄から始まって神田火除け土手を取り払い土砂を川筋の整地に用いて平地を二つながら造成し、町屋に払い下げてその代金を復興資金に充当する、そういうことだったろう。
- (86) 本庄栄治郎『幕末の新政策』(昭和一〇年)二九三〜四頁。

- (87) 同前 二九四～三〇三頁。
- (88) 『藤岡屋日記』第七卷四五九頁。
- (89) 『堀田正睦』(千葉県郷土資料刊行会・復刻版、昭和四七年)第二章五頁。
- (90) ISDB安政三年一月一八幕府任免の条イメージ〇六八三～九〇。
- (91) 「鈴木傳考異」二五二頁、なお行論で程なく引用する落首は同前五二頁。
- (92) 同前 五三頁。なお岡崎寛徳「江戸町与力東条為一の長崎転任」『大倉山論集』第五五輯(二〇〇九年)は、その回顧を手堅い実証作業を通してやや批判的に検討している。
- (93) (94) 『昨夢』第四卷一〇三～四頁。
- (95) 『大日本古文書 幕末外国関係文書』(以下、『外国関係文書』と略称)第二〇卷三九一～二頁。
- (96) 『昨夢』第四卷一五五頁。
- (97) 『公用方』一六～七頁。
- (98) 『井伊直弼試論(上)』三四二頁。
- (99) 『井伊家史料』第六卷二七三～四頁。五月の初旬から中旬にかけて枢機要路でかなり問題になったようである。なお、この間の様子については、慶喜附の平岡円四郎が左内にもたらした忠固の内輪話が概観としては興味深い(『昨夢』第四卷八三～四頁)。
- (100) 「掘割一件」とは、日本海の敦賀と琵琶湖北岸をつなぐ運河掘削の問題で、その大筋については吉田常吉『安政の大獄』(吉川弘文館、平成三)九一～一五頁を参照。井伊家は流通商権の侵害と見てその阻止に傾注したが、幕府サイドでは対外問題絡みで朝廷工作の意味合いを帯びていた筈で、この点を検討したものとして鈴木栄樹「『京都御備』としての安政期の湖北通船路開鑿事業」『人文学報』一〇四号(二〇一三年)。
- (101) 『井伊家史料』第六卷三三三～四頁・三四六頁、第七卷三七～八頁。
- (102) 『大日本近世史料 柳営補任』(東京大学出版会、昭和三八～四四年)第六卷五七～九頁。
- (103) 『昨夢』第四卷五三四頁。
- (104) 『橋本景岳全集』第二卷三九一頁。
- (105) (107) 『井伊家史料』第七卷四一～二頁。
- (106) 『井伊家史料』第七卷一四頁。

- ⑩8 『昨夢』 第四卷一九一頁。
 ⑩9 『井伊家史料』 第七卷六七頁、なおこの依頼に対する井伊への伺いは、後述する二〇日になされているが、内容的にはそれ以前に依頼があつて再度の内願のように読める。
 ⑪0 『昨夢』 第四卷一六三頁。
 ⑪1 同 前一三五頁。
 ⑪2 『忠固日記』 SSD B 一―一九一・一二三〇・一六二〇―一一。
 ⑪3 『岩倉公実紀』 (岩倉公旧蹟保存会、昭和二年) 上巻二二〇頁。
 ⑪4 『藤岡屋日記』 第七卷二二一・二三三四頁。
 ⑪5 『井伊家史料』 第七卷五四頁。
 ⑪6 『忠固日記』 SSD B 一―一六三〇・一七〇一。
 ⑪7 『公用方』 一二頁。
 ⑪8 『藤岡屋日記』 第七卷二二二頁。
 ⑪9 『鹿児島史料』 齊彬公史料』 (昭和五六―九年) 第三卷一〇一一頁。
 ⑫0 同 前一〇三六頁。
 ⑫1 多少混乱するのは、齊彬が慶永に宛てても同様の内容を書き送っているが、そこにも「志印」「本印」さらに「本郷御守殿」(『昨夢』第三卷三三〇―三頁)等の表記があつて、いくつかの可能性を考へることができるからである(他に『昨夢』第四卷一九五頁を参照)。
 ⑫2 ISDB 安政六年六月三日勝義邦書信の条イメージ〇九八一。
 ⑫3 『橋本景岳全集』 第二卷九二八頁。
 ⑫4 『井伊家史料』 第七卷四一頁。
 ⑫5 『外国関係文書』 第二〇卷四四五―七頁。
 ⑫6 『昨夢』 第四卷一七五頁。
 ⑫7 『外国関係文書』 第二〇卷四六六―八頁。
 ⑫8 『昨夢』 第四卷一八七頁・『橋本景岳全集』 第二卷九五三―四頁、なお以下の行論で述べるように海防掛が堀田帰府の頃から条約調印強行の方針であつたことは『昨夢』第三卷三四五頁。

- (129) 『橋本景岳全集』第二卷九五三頁。
- (130) 『忠固日記』SSDB 一一一六三一。
- (131) (133) 『外国関係文書』第二〇卷四六八～七二頁・『公用方』一七頁・『昨夢』第四卷一九二～三頁。
- (132) 『公用方』一八頁。
- (134) 『昨夢』第四卷一九〇～五頁。
- (135) (138) 『昨夢』は、一九日の宗城来邸を「巳の刻」午前一〇時頃とし（第四卷一九〇）、井伊の二〇日付け宗城宛書簡も「昨日は早朝より御投駕」と記す（『井伊家史料』第七卷六五～六頁）。
- (136) 『井伊家史料』第七卷六五～六頁。
- (137) 『忠固日記』SSDB 一一一六五一。
- (139) 『公用方』一九～三二頁。なお、ここに到るまでの彦根藩邸内の評議動向については母利美和「井伊直弼の政治行動と彦根藩」が直弼襲封以降の同藩の意思決定過程を俯瞰する中でその展開を押さえている（佐々木克『幕末維新の彦根藩』〔彦根市教育委員会、二〇〇一年〕一二〇～三頁）。

**A study of Naosuke Ii's politics,
an aspect of political strife at the Bakumatzu Era (2)**

Hisashi KIKUCHI

In 15 years of the Bakumatzu Era (1853-68), the first half for seven or eight years is known as a cycle of reform and reaction by Shogunate government. Reform was performed by senior shogunal ministers Masahiro Abe and Masayoshi Hotta, and Naosuke Ii, a chief minister, is considered that he advanced subsequent reactionary politics. Then, how did Ii stand out in reform politics and how did he advance reactionary politics? In this study, I regard this theme as a case where a traditional council system brought about arbitrary decision and despotism, and try to make clear this mechanism.

In the former number (1), I pursued the following changes. After Masahiro Abe died by a disease, Masayoshi Hotta made his regime by choosing new members of the Cabinet but this reorganization led to Naosuke Ii's chief minister appointment soon. In this number (2), I follow the process which Ii overwhelmed the political rival of the Cabinet and made his organization.

Although Ii was promoted to a chief minister thanks to his large feudal domain and having been the distinguished family, he had not experienced government business unlike other senior shogunal ministers. Therefore, he was regarded just as a backbench member by others at the beginning. In order to have the leadership under these circumstances, Ii was going to pull out a Shogun's sustentation and get the plurality of the Cabinet. However, a Shogun and its close attendants refused an excessive sustentation, and ask Ii for independent political-affairs processing. How did Ii cope with that? In this number, I explore this issue.